◎かめおか児童クラブQ&A

■申請手続きに関すること

【入会申請書について】

Q１　長期休業日（学年始休業日・夏季休業日・冬季休業日・学年末休業日）のみかめおか児童クラブに入会したいのですが、入会申請書はその都度提出が必要ですか？

Ａ．　期間内に申請することは可能です。年度当初申請時に一年間分の申請をお勧めします。
　なお、長期休業日の入会申請は、**長期休業期間毎に申請期限を設定しています**のでご注意ください。

Q２　年度の途中でかめおか児童クラブに入会することはできますか？

Ａ．　随時受付をしていますので、年度途中に入会いただくことは可能です。
入会を希望する日の１４日前までに申請してください。
※だだし、４月当初分及び長期休業期間は申請期限を設定していますのでご注意ください。

【勤務証明について】

Q１　４月１日（または入会希望日）から就労予定ですが、勤務地が未定です。勤務証明書にはどのように記入すればよいですか？

Ａ．　勤務証明書は採用予定証明書を兼ねていますので、採用予定証明書として事業主等に記入していただき、提出してください。また、勤務地が確定した時点で、変更届と勤務証明書（確定した勤務地を記載したもの）を各児童クラブまたは社会教育課へ提出してください。

Q２　勤務時間帯に変動がある場合は、勤務証明書にはどのように記入すればよいですか？

Ａ．　勤務証明書内の【勤務形態】の欄に、勤務時間帯や勤務日数を可能な限り詳細に記入してください。本案内に添付している記入例を参考にしてください。

Q３　雇用先は同じですが、勤務地が変更となりました。申請等は必要ですか？

Ａ．　勤務地や勤務先の連絡先が変更となった場合、変更届と勤務証明書（変更後の勤務地を記載したもの）を各児童クラブまたは社会教育課へ提出してください。

Q４　兄弟姉妹で入会を希望しているのですが、勤務証明書は兄弟姉妹１人につき１枚の提出が必要ですか？

Ａ．　兄弟姉妹の場合は、右上に全ての児童名を記入していただき１枚でご提出ください（同居の18 歳以上 65 歳未満の人全員の証明を１枚ずつご提出ください）。

Q５　自営業ですが、勤務証明書は自分で記入するのですか？

Ａ．　（保護者等が事業主の場合）
　ご自身で勤務証明書に必要事項を記入、押印していただき、勤務証明書の「就労の形態」の項目の「自営（事業主・専従者）」の「自営」と「事業主」に〇を付けてください。
　（保護者等が専従者の場合）
　事業主が勤務証明書に必要事項を記入、押印していただき、勤務証明書の「就労の形態」の項目は「自営（事業主・専従者）」の「自営」と「専従者」に〇を付けてください。

Q６　長期休業日（学年始休業日・夏季休業日・冬季休業日・学年末休業日）のみ児童クラブに入会したいと考えています。勤務証明書はその都度提出が必要ですか？

Ａ．　今年度の入会状況により提出の必要有無が異なります。

前回の退会または入会期間終了から２か月以内で、勤務証明書の内容に変更がなければ、必要ありません。

※**長期休業期間については申請期限を設定しています**のでご注意ください。

例：４月の学年始休業日に入会し、７月の長期休業期間に再度入会される場合、
２か月以上の利用がないため、勤務証明書の提出が再度必要です。

Ｑ７　児童の父母の勤務証明は準備しましたが、同居している１８歳以上の兄弟姉妹に関して必要な書類はありますか？

Ａ．　児童と同居している父母以外の１８歳以上６５歳未満の方（兄弟姉妹、祖父、祖母、おじ、おば等）も、父母と同様に必要書類を提出してください（別世帯であっても同居なら必要）。

【退会手続きについて】

Ｑ１　年度途中で退会をする場合、どのような手続きが必要ですか？

Ａ．　各児童クラブまたは社会教育課で届出用紙に必要事項を記入いただき、退会する月の前月末日までに提出してください。

※月の途中に退会される場合も、その月の負担金が必要です（一時利用も同じ）。

【一時利用日の変更・キャンセルについて】

Ｑ１　一時利用日の変更・キャンセルはできますか？

Ａ．　キャンセルは、できません。

また、利用日の変更は原則できません。

しかし、一時利用の利用日の変更については、同月内に限り日の変更が可能となる場合があります。変更届については、**※変更の方法を確認**のうえ、各児童クラブまたは社会教育課に備え付けの変更届にて提出してください。

なお、４月分については、年度当初の入会受付期間を過ぎると追加できません。

※変更の方法

①承認済の利用予定日および②変更希望の利用日ともに、同月内かつ１４日前までに提出してください（下記例の場合：１４日後の２１日以降の日から変更可能）。

例：５月７日に変更届を提出した場合

① 〈承認済の利用予定日〉　５月２１日　取消

↓

② 〈変更希望の利用日〉　５月２５日　変更

■スポーツ安全保険に関すること

Ｑ１　一年を通しての入会ではなく、長期休業期間のみの入会を考えています。保険料の支払いは、その都度必要ですか？

Ａ．　スポーツ安全保険については、一度お支払いいただければ、年度内のお支払いは不要です。

例１：４月の学年始休業期間に保険料の掛け金を支払っていただいた場合、
同年の夏季休業期間等に入会される際は、保険料の支払いは不要です。

Ｑ２　スポーツ安全保険の傷害保険金を請求することになりました。自宅に請求書類が届いたのですが、提出書類、書類の書き方、提出先を教えてください。

Ａ.【提出書類】

１　スポーツ安全保険　傷害保険金請求書

２　返信用封筒

※１、２は保険会社からご自宅に郵送で届く書類に同封されています。

※傷害保険金請求書には、必要事項を記入のうえ返信用封筒にて保険会社に送付してください。

■負担金に関すること

Ｑ１　兄弟姉妹で入会しており、負担金の口座振替の手続きをしたいのですが、口座振替依頼書は兄弟姉妹で１人ずつ提出すればよいですか？

Ａ．　利用される児童１人につき１枚、口座振替依頼書を提出してください。
　２人以上の児童が入会される場合は、原則、一番下のお子さまが負担金対象者となります。それぞれに負担金の支払いが生じる場合については、各口座から引き落とします。

Ｑ２　口座振替の引き落とし先を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

Ａ．　口座変更の申請は、指定金融機関または社会教育課でお手続きいただけます。
　口座番号のわかるものと銀行のお届け印を持参してください。
　手続き完了までに約１か月程度お時間を要します。提出時期によっては、希望の月より後の変更になる可能性もあるため、余裕を持って手続きをお願いします。

Ｑ３　引き落としができなかった月の負担金は、翌月に再度口座振替できますか？

Ａ．　負担金の再振替はできません。引き落としができなかった場合は、社会教育課から送付する納付書でお支払いください。

Ｑ４　離婚等によりひとり親家庭になりましたが、負担金の変更などはありますか？

Ａ．　世帯構成の変化による負担金の変更はありません。ただし、世帯の収入の状況に変化がある場合（減免対象等）は、負担金が変更となることがあります。

Ｑ５　兄のみ利用し、弟は利用していないのですが、兄の分の負担金は無料になりますか？

Ａ．　無料になりませんので、負担金のお支払いをお願いします。２人目無償の対象は「同日に利用承認している」ことが条件となります。

■かめおか児童クラブの運営に関すること

Ｑ１　かめおか児童クラブを欠席する場合はどうすればよいですか？

Ａ．　事前に欠席予定が分かっている場合は、かめおか児童クラブ専用アプリ（スクリレ）にその旨を入力し、お知らせください。なお、急な体調不良等で欠席となり、当日７時３０分までに入力できない場合は、必ず各児童クラブにお電話で連絡してください。

Ｑ２　かめおか児童クラブを欠席する場合、学校の担任の先生に連絡をすれば、かめおか児童クラブへの連絡は不要ですか？

Ａ．　かめおか児童クラブを欠席される場合は、学校の担任の先生だけではなく、必ず各児童クラブまで欠席する旨を専用アプリ（スクリレ）またはお電話で連絡してください。

Ｑ３　長期休業日や土・日・祝日に車で子どもを送る際、駐車場で子どもを降ろしたいのですが、かめおか児童クラブ開設教室まで保護者が送っていかなければいけませんか？

Ａ．　児童の安全が第一です。必ず保護者がかめおか児童クラブ開設教室へ送迎してください。

Ｑ４　かめおか児童クラブで宿題を教えてもらえますか？

Ａ．　かめおか児童クラブでは宿題や自習をする時間と場所を設けていますが、原則として職員が児童に勉強や宿題を教えることはありません。
　職員は児童の自主性を尊重しながら、その様子を見守ります。